

児童生徒理解のための研修内容・研修機会

1 本部事業における市町村の研修等の現状

- ①本県では、「高知県学校支援地域本部等事業実施要領」において、市町村等が「地域ボランティア等に対して、資質向上を図るための講義や研修等を実施するよう努めること」としている。(国の考え方に準拠。強制ではなく推奨。)
- ②現状は、講義や研修等を実施している市町村は少なく、かつ、児童生徒理解を内容とした研修を予定している市町村は1市町村となっている。(H29市町村計画より)

2 今年度の取組方針(県)

- ①地域学校協働本部のモデル7校のある6市町村において、できるだけ多くの地域の方々の参加が得られるよう研修内容や機会を工夫して実施し、県内に広めるために、より良いやり方を見極めていく。(個人のノウハウの習得に止まらず、研修を通じてチームづくりにつながる内容を目指す。)
- ②県が県内全体向けに、市町村や学校、地域コーディネーター、地域ボランティア等を対象に実施している研修で、児童生徒理解等のテーマを取り上げて実施する。

3 研修内容

研修内容	研修対象	地域の方が参加可能な研修機会
<ul style="list-style-type: none"> ○学校支援地域本部から地域学校協働本部への展開について ○学校と地域による見守りの仕組みづくりについて ○子どもや保護者との関係づくりについて(話の聴き方・声のかけ方) ○気になる子どものサインの気づき方 ○見守り活動について ○守秘義務について 等 	<p><u>(第1段階)</u> 市町村担当職員、地域学校連携担当教職員、地域コーディネーター</p> <p><u>(第2段階)</u> 保護者、一般住民、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村主催の各種研修会 ○PTA主催の研修会 ○人権参観日等に行われる保護者対象の講演会 ○その他地域の寄り合いの場 等

4 具体的な実施方法・研修機会

(1) 6市町村(モデル7校)

- (第1段階)
- ①モデル校所管6市町村へ説明(6月)
- ②人権教育課、心の教育センター、学校配置スクールカウンセラー、生涯学習課が、6市町村へ出向き、市町村、地域連携担当教職員、地域コーディネーターに、上記3の研修内容を受けてもらう。(7~8月頃)
- (第2段階)
- ③上記②で受けた研修内容をもとに、市町村が、学校の地域連携担当教職員、地域コーディネーターと連携して研修を企画し、地域に参加を呼びかけ実施する。
- ④研修内容に応じて人権教育課、心の教育センター、学校配置スクールカウンセラー、生涯学習課等から講師を派遣するなどの対応も取る。

(2) その他の市町村(県内全体対象)

- (第1段階)
- ①県主催の全体研修会・ブロック別研修会において上記3の研修を、市町村、学校の地域連携担当教職員、地域コーディネーターを対象に実施する。(地域ボランティア等の参加可も含め周知。全体研修会：7月、ブロック別研修会：11~12月)
- (第2段階)
- ②上記①で受けた内容をもとに、市町村において研修を企画し実施いただけるよう通知。(モデル校の取組成果や課題を踏まえて研修を組み立てる。)

次年度拡大展開